

## 新居浜市SDG s 推進プラットフォーム設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な開発目標（以下「SDG s」という。）の達成に向けた取組の一層の推進及び地域課題の解決に向け、本市と企業、団体、教育機関等（法人格の有無は問わない。）

（以下「企業等」という。）の連携強化を図るとともに、企業等の相互交流や情報共有を通じ、自律的取組を促進することを目的とし、新居浜市SDG s 推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) SDG sに関連する勉強会、セミナー等の開催
- (2) 企業等が実施するSDG s 関連イベントの広報・発信
- (3) 企業等の相互交流や情報共有に資する事業
- (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第3条 プラットフォームの事務を処理するため、総合政策担当課に事務局を置く。

### (会員)

第4条 プラットフォームは、第1条の目的に賛同し、この要綱を遵守する企業等をもって組織する。

- 2 プラットフォームへの入会を希望する者は、新居浜市SDG s 推進プラットフォーム入会申込書（別記様式）を提出することにより会員となる。
- 3 会員は、前項の規定により提出した事項に変更がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。
- 4 会員は、書面等により事務局に届け出ることによってプラットフォームを退会することができる。
- 5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員を除名することができる。

- (1) この要綱に違反し、又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散し、又は営業を停止したとき
- (3) 第9条の規定に違反したことが判明したとき
- (4) その他プラットフォームの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき  
(入会金及び年会費)

第5条 プラットフォームの入会金及び年会費は無料とする。ただし、プラットフォームで実施する活動のために必要と認められる費用については、この限りでない。

(幹事会の設置)

第6条 プラットフォームに幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、プラットフォームの活動内容、会員からの提案内容等、運営に関する重要な事項を審議する。
- 3 幹事会の委員（以下「幹事会委員」という。）は、SDGsの推進について優れた識見を有する者、高い情報発信力を有する者とし、市長が委嘱する。
- 4 幹事会委員の任期は、委嘱日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 5 幹事会に、幹事長1名を置く。
- 6 幹事長は、幹事会委員のうちから副幹事長を指名することができる。
- 7 幹事長は、幹事会を代表し、会を運営する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 幹事会委員の了承を得た場合は、書面による幹事会を開催することができる。

(分科会の設置)

第7条 プラットフォームは、必要に応じて会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

- 2 プラットフォームの会員は、分科会の設置を提案できる。
- 3 分科会の活動内容については、適宜事務局に報告しなければならない。

(情報の利用制限)

第8条 会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手した

情報を複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができないものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(損害賠償)

第10条 プラットフォームが会員を対象に実施する勉強会、セミナー等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故又はその他の金銭的損失を含む一切の不利益をいう。）について、本市は負担しない。

(その他)


















第11条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

新居浜市 SDGs 推進プラットフォーム入会申込書

年 月 日（記入日）

フリガナ						
企業・団体名						
フリガナ						
代表者						
業種	<input type="checkbox"/> 社団法人・財団法人 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 農業・漁業・林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売・飲食業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 運輸・通信業 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
所在地	〒					
TEL						
フリガナ			TEL			
窓口担当者			(窓口担当者)			
メールアドレス *	※プラットフォームからの連絡は、原則メールで行いますので、必ず記入してください					
SDGs について <u>現在取り組んでいること</u>	【例】〇〇という環境保全活動を年〇回実施している など ※できるだけ具体的に記入してください					
目指している ゴール  （または今後 目指したいゴール） 【複数選択 可】  ※ゴール下の枠をチ ェックしてください						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
SDGs について <u>今後取り組みたいこと</u>	【例】プラットフォームでの交流を通じ、新たな取組を検討したい など ※できるだけ具体的に記入してください					
上記情報の市ホームページへの掲載・会員間での情報共有	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	← いずれかをチェックしてください				
要綱第9条の確認	<input type="checkbox"/>	当企業（団体）は、新居浜市 SDGs 推進プラットフォーム設置要綱第9条で定める暴力団員等に関するものが含まれていないことを申し出ます。 ← チェックしてください。				

○枠内に記入しきれない場合は、別紙（様式自由）に記入し、本申込書に添付してご提出ください。

提出先：

--